

# 1 アスベストって何？

アスベスト(石綿)は、天然に産出する繊維状の鉱物で、クリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)など6種類あり、その繊維は極めて細く(髪の毛の5,000分の1程度)、人の呼吸器から吸入すると悪性中皮腫や肺がんを起こす可能性があります。現在は、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超え

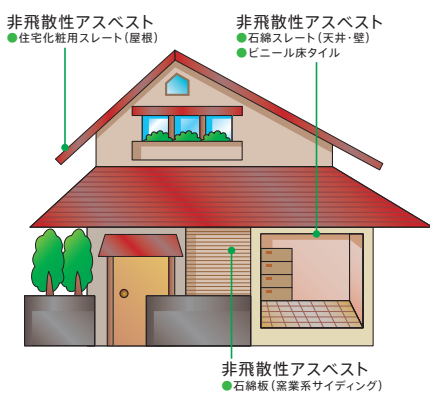
発がん性が弱い → 発がん性が強い



クリソタイル(白石綿) アモサイト(茶石綿) クロシドライト(青石綿)

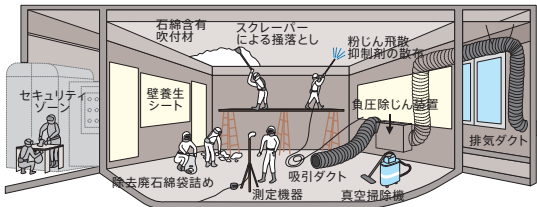
# 2 アスベストはどこに使用されているの？

アスベストは、安く、丈夫で、熱や摩擦、酸にも強いので、耐火、断熱、防音等を目的として壁材などの材料に多く使用されました。飛散性の高い「吹付けアスベスト」は、戸建住宅には通常使用されていません。



# 4 除去工事でアスベストが飛散することはないの？

吹付けアスベストが使われている建築物の解体等には届出が義務づけられており、飛散防止の基準も設けられています。県等では、届出のあった工事への立入検査や法令講習会を実施し飛散防止対策の徹底を図っています。



石綿含有吹付け材除去作業概念図

# 5 除去工事等を行う労働者は大丈夫なの？

労働安全衛生法等により、建築物の解体等を行う場合は石綿の有無を調べ、有れば、作業計画等を労働基準監督署へ届けた上、石綿の飛散抑制及び保護具を労働者に着用させてから作業を行うことになっています。

# 3 自宅の建材にアスベストが使用されていても大丈夫？

アスベスト建材として、石綿スレートや石綿セメントサイディング等が一般の住宅に使用されていますが、これらは固化されており、通常の使用ではアスベストが飛散することはなく、人体に影響はありません。



石綿含有住宅化粧用スレート(屋根)



石綿スレート(屋根・外壁) 石綿含有ビニール床タイル(床)

アスベストの基礎知識を知ろう

健康被害に関する相談と救済を受け付けています

健康被害に関する相談と救済を受け付けています

何ごとも不安を消してくれるのは、正しい情報と知識です。

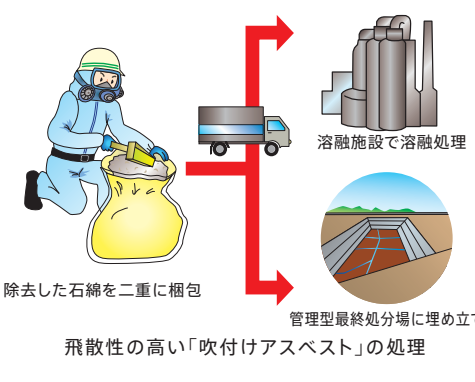
## アスベストに関するよくある質問に岡山県からの回答です。

リフォーム時には注意ください

工事にともなう不安について

# 6 廃棄物になったものはどうなっているの？

建築物の解体等に伴い発生するアスベストを含む廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた処理基準等に基づき、飛散防止を徹底するなどし、適正に処理することとされています。



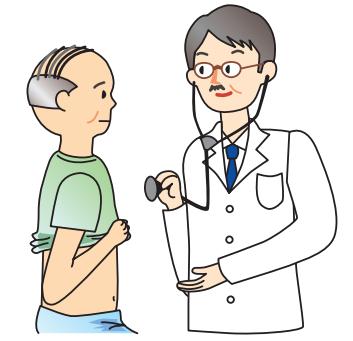
# 7 労働者がアスベストによる健康被害を受けたらどうなるの？

石綿ばく露作業に従事する(した)労働者が肺がんや中皮腫等を発症した場合、認定されれば労災補償を受けられます。また、一定の所見があるか石綿を取り扱った一定の作業歴があり健康管理手帳を持つ退職労働者は、半年ごとに無料で健康診断を受けられます。



# 8 アスベストに関する健康相談はどこにすればよいの？

石綿による疾病は15~50年後に発症します。労災病院や保健所等の相談窓口を利用されるほか、石綿ばく露作業に従事された方で息切れやたんに血が混ざる等の症状が出た場合は、労災病院など専門機関での受診をお勧めします。



# 9 労災補償の対象とならない健康被害者等の救済制度があります

対象となるのは、「石綿による中皮腫や肺がんを発症している方」と「これらの病気により亡くなられた方の遺族」で、認定を受ければ医療費等が給付されます。詳細は中国四国地方環境事務所または各保健所へ。

# 10 死亡された労働者の遺族で時効により労災補償が受けられない方の救済制度もできています

石綿ばく露作業により中皮腫や肺がん等を発症して平成18年3月26日までに死亡した労働者の遺族で、時効により労災保険給付を受ける権利が消滅した方は、特別遺族給付金が支給されますが、請求は平成24年3月27日までとなっています。詳細は岡山労働局、または最寄りの労働基準監督署へ。

# 12 悪質リフォーム業者にご注意を！

高齢者を狙った悪質な訪問販売で「石綿が使われているので危険」などと住宅リフォーム契約を強引に結ばせる事例があります。「契約はすぐしない」、「独りで判断せず家族や公的機関に相談する」などを心掛けましょう。



# 11 増改築時に吹付けアスベスト除去等が義務づけられました

建築基準法の改正で、増改築時に吹付けアスベスト、石綿含有吹付けロックウールの除去等が義務づけられました。詳細は県建築指導課、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、新見市の建築担当課へ。

上記以外の質問のある方は、表面下の「アスベストに関する相談窓口・お問い合わせ先」の各機関までお気軽にご相談ください。